



平成 24 年 7 月 20 日

各 位

上場会社名	ニッシン債権回収株式会社
代表者	代表取締役社長 森 泉 浩 一 兼執行役員投資事業部長 (東証マザーズ コード番号：8426)
問合せ先	常務取締役 山 口 達 也 兼執行役員経営管理部長
電話番号	(東京) 03-5210-1751

### スポンサー契約の締結及び再生計画の成立に関するお知らせ

当社は、本日付で、ブルーホライズン合同会社（以下「ブルーホライズン社」といいます。）との間でスポンサー契約（以下「本スポンサー契約」といいます。）を締結し、同社を当社並びに当社の子会社及び関係会社（以下総称して「当社グループ」といいます。）のスポンサーに選任するとともに、当社再生計画案を策定し、取引先金融債権者等から当該計画の了承を受け再生計画が成立いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本スポンサー契約の締結及び取引先金融債権者等からの再生計画の了承を取得するに至った経緯

当社は株式会社ニッシン（当時。平成18年10月に「NISグループ株式会社」に商号変更。以下「NISグループ」といいます。）の全額出資子会社として、平成13年7月に設立され、同年10月に債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。その後の改正を含みます。）第3条に基づく法務大臣による許可を受け、同法に基づく債権管理回収業を主たる事業として展開しております。

当社は、総合金融サービスを提供するNISグループより債権管理回収のノウハウ・人材を承継する形で平成13年に設立され、バブル崩壊に伴って発生した金融機関の抱える不良債権を取り扱うことにより、順調に業務を拡大し、平成16年9月、株式会社東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場するに至りました。

しかしながら、その後、経済情勢の回復傾向等により不良債権市場が縮小する一方、債権管理回収会社は増加し、当社を取り巻く競争環境が熾烈化するとともに、平成18年頃からの不動産価格の上昇に伴う不動産担保付債権価格の高騰、その後のいわゆるサブパフォーミングローンの増加に伴う回収の長期化、平成20年以降のサブプライムローン問題（いわゆるリーマンショック）に端を発する不動産市況の急激な悪化、並びに世界的な金融市場の混乱及び信用収縮を受け、当社の業績は著しく悪化するとともに、資金繰りも次第に逼迫するようになりました。

また、不動産市況の悪化と平行して、NISグループの信用力が低下したことにより、子会社であった当社の信用力も急激に悪化し、金融機関から融資を受けることが困難となりました。すなわち、消費者及び事業者向けローン为主要事業とする株式会社クレディアが過払金返還請求の増加を原因として、平成19年9月民事再生手続開始申立てを行うこととなりました。これを契機として、事業者

向けローンを主要事業とするNISグループの格付が引き下げられました。かかるNISグループの格下げにより、NISグループの信用力を背景に資金調達をしていた当社の信用力もまた大幅に低下し、それ以降、一般の市中金融機関からの資金調達が困難となりました。

その後、NISグループはこのような信用力悪化に対応するため、平成20年2月に米国の有力ファンドであるTPGキャピタルの資本参加を受けましたが、やがて、TPGキャピタルとも離反することとなりました。TPGキャピタルがNISグループに資本参加している当時も、当社はTPGキャピタル及びNISグループ主導の下、NISグループに代わるスポンサー選定を進めておりましたが、結果として有力なスポンサーを得ることができませんでした。そのため、同年12月、当社はやむなくNISグループとともに日本振興銀行株式会社（以下「IBJ」といいます。）を中心とする中小企業振興ネットワークに参加し、IBJの支援の下で再建を図ることとなりました。

中小企業振興ネットワークに参加するまで、当社は、IBJ及びその他のネットワーク系企業からの借入は一切なく、借入額全体の37%をNISグループから調達し、その余は他の金融機関から借り入れておりました。しかし、中小企業振興ネットワークへの参加に伴い、IBJからの借入金をもって他行借入を弁済する等した結果、IBJ及びその他のネットワーク系企業からの借入額は飛躍的に増加いたしました。このような経緯により、当社の資金調達は、メインバンクであったIBJからの直接・間接の資金に完全に依存した状態（なお、IBJの破綻直前の平成22年9月にはIBJ及びその他のネットワーク系企業からの借入は全体の85%を占めるに至っておりました。）となり、IBJが当社普通株式の過半数につき所有し又は質権の設定を受けて当社の実質的なスポンサーとなっております。

ところが、IBJは、平成22年5月に金融庁による行政処分を受け、同年9月に経営破綻するに至りました。これにより、IBJに完全に依存していた当社並びに当社グループの資金繰りは急速に悪化するとともに、財務基盤は極めて不安定な状態となりました。

また、当社の営業面においても、行政処分を受けたIBJが当社の実質的なスポンサーであったことから、金融機関等が実施する入札手続において当社が招聘されることがなくなり、ビジネス機会の喪失による重大な悪影響を受けることとなりました。

そこで、当社は、平成22年10月頃から、IBJに代わる新たなスポンサーを選定すべく、入札方式によるスポンサー選定手続を進めて参りましたが、IBJが当社の借入の大部分に係る貸付債権を保有し、また当社普通株式の過半数につき所有し又は質権の設定を受けておりましたので、IBJの破綻に伴う混乱の中、スポンサー選定手続を思うように進めることができませんでした。その後、平成23年5月に、IBJの保有する当社普通株式及び当社に対する貸付債権が、株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」といいます。）に譲渡され、現在に至っております。

当社は、IBJ破綻以降、当社グループの今後の経営について多面的な検討を重ね、また平成23年5月に、IBJの所有する当社普通株式及び当社に対する貸付債権が、整理回収機構に譲渡されて以降は、整理回収機構との間でも当社グループの経営の立て直し策を協議して参りましたが、当社として最大限の自助努力を尽くしたとしても、単独での事業の立て直しは困難との結論に至り、新たに当社グループのスポンサーを招聘し当該スポンサーのもとで再生を図るべく、平成23年8月頃からスポンサー選定のための入札手続を実施いたしました。当該入札手続においては、各入札候補者によって当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスが実施され、フォートレスの意向を受けたセブンスイズを含む7社が応札いたしました。当社は各社からの提案内容及び資金決済能力を総合的に検討した結果、本日付でブルーホライズン社との間

で本スポンサー契約を締結いたしました（本スポンサー契約の概要については後記3. (2) ①をご参照ください）。

後記2. に記載する通り、ブルーホライゾン社は、当社の株式及び当社に対する貸付債権を取得及び保有することを主たる目的として平成23年9月に設立され、本日現在、Fortress Investment Group LLC（所在地：1345 Avenue of the Americas, New York, NY、CEO：Randal A. Nardone。以下「FIG」といい、ブルーホライゾン社、FIG及びその関連者を総称して「フォートレス」といいます。）の関連会社であり、フォートレスが間接的にその持分全部を保有するトレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシー及びトレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシーが、ブルーホライゾン社の持分全部を保有しております。また、同社に対してはフォートレス及びセブンシーズアドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区内幸町一丁目1番7号、代表取締役：米倉稔。以下「セブンシーズアドバイザーズ」といい、セブンシーズアドバイザーズ及びその関連法人を総称して「セブンシーズ」といいます。）が匿名組合契約に基づき自ら又はその関係会社を通じて資金拠出しており、本日現在、フォートレスとセブンシーズの資金拠出割合は、それぞれ99%及び1%（それぞれ、小数点以下切り捨て）とのことです。当社としましては、フォートレスのグローバルな不動産投資、不動産関連投資及び債権投資の実績や、セブンシーズアドバイザーズの日本における長年の投資実績及びアドバイザーとしての経験を高く評価し、これらの会社が出資を行うブルーホライゾン社は、当社グループのスポンサーとしてふさわしいと考えるに至りました。また、当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題等を踏まえると、ブルーホライゾン社を当社グループのスポンサーとして選任し、当社の株主の皆様にもリスクが及ぶことを回避しつつ、ブルーホライゾン社から提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による当社の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策を実施していくこと、また短期的に予想されるリスクにとらわれず、同社の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては当社の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって当社の事業の立て直しを早期に実現することが、既存株主の皆様への影響も最大限考慮した上で、当社の企業価値最大化のための最善の策であると判断いたしました。

また、当社は、ブルーホライゾン社を当社グループのスポンサーとして選定するのと並行して、本スポンサー契約に基づき、同社を当社スポンサーとすることを前提とした再生計画面案（以下「本再生計画面案」といいます。）を策定し、本日付で当該計画の対象となる当社の主要な金融債権者全員から、本再生計画面案に対する同意を取得いたしました（かかる同意によって成立した当社の再生計画を以下「本再生計画」といいます。本再生計画の概要については後記3. (2) ②をご参照ください）。

## 2. スポンサーの概要

ブルーホライゾン社によれば、ブルーホライゾン社は、前記のとおり、フォートレスの関係法人であり、匿名組合契約に基づきフォートレス及びセブンシーズが資金拠出しているとのことです。

(1)名称	ブルーホライゾン合同会社	
(2)所在地	東京都港区西新橋一丁目2番9号 EPコンサルティングサービス内	
(3)代表者の役職・氏名	職務執行者	滝澤 和政
(4)事業内容	当社の発行済株式及び当社に対する貸付債権等を取得及び保有すること	
(5)資本金	10万円	

(6)設立年月	平成23年9月	
(7)大株主及び持分比率 (平成24年7月20日現在)	トレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシー 50% トレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシー 50%	
(8)当社と当該会社との間の関係	資本関係	当社とブルーホライゾン社との間には、記載すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社とブルーホライゾン社との間には、記載すべき人的関係はありません。
	取引関係等	当社とブルーホライゾン社との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	ブルーホライゾン社は、当社の関連当事者には該当しません。また、ブルーホライゾン社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

ブルーホライゾン社によれば、FIGは、平成24年3月31日現在における運用資産額が464億ドル（1ドル当たり79.36円で換算した場合、日本円で約3.68兆円）に達するグローバルな投資運用会社であるとのことです。FIGは、平成10年に設立され、平成19年2月にニューヨーク証券取引所に株式公開を行い、米国初の上場オルタナティブ投資運用会社になったとのことです。フォートレスは、米国ニューヨークに本拠を有し、世界各国において、約900人に及ぶ従業員を擁しており、フォートレスの関係法人は、東京、シンガポール、ダラス、フランクフルト、ロンドン、ロサンゼルス、ニューケーナン、フィラデルフィア、ローマ、サンフランシスコ及びシドニーに拠点を有しているとのことです。フォートレスは、世界中で現在に至るまで総額500億ドル超の不動産投資及び不動産関連投資を行ってきたとのことです。平成24年3月31日現在、フォートレスはそのクレジット及び不動産ファンドにおいて、120億ドル超の資産を運用しており、これらファンドは平成22年に第三者から35億ドル超の資金を調達したとのことです。

また、ブルーホライゾン社によれば、セブンシーズアドバイザーズは、1990年代後半より日本において不良債権・不動産・企業再生関連投資に長年携わっていたメンバーを中心として、平成21年に設立された投資アドバイザー会社であり、メンバーは、案件の発掘、投資対象資産の評価から、クロージング、アセットマネジメントまで豊富な知識・経験を備えており、出口戦略においては、単純な回収のみならず、再生を前提とした業務改善・新規案件獲得支援、スポンサーとしての主導的な役割を担う等、様々な形での事業再生を企画・実行してきた経験を有しているとのことです。また、事業会社株式に対する投資、実物不動産に対する投資・バリューアップ、開示債権の証券化等、様々なアセットタイプ、ポートフォリオ、ストラクチャー案件について幅広い経験を有したメンバーによって構成されており、業界関係者、金融機関、法曹界等幅広い人的ネットワークを有しているとのことです。

### 3. 本スポンサー契約及び本再生計画の概要

#### (1) 連結債務の内容（平成24年3月31日現在）

負債総額（保証債務除く。）： 金18,237,814,205円  
うち金融債務総額： 金17,764,450,000円  
保証債務額： 金2,485,713,777円

#### (2) 本スポンサー契約及び本再生計画の具体的内容

##### ①本スポンサー契約の概要

前記の通り、当社は、ブルーホライゾン社との間で、本日付で本スポンサー契約を締結し、同社を当社グループのスポンサーに選任しております。本スポンサー契約は、当社の事業価値の維持・

最大化等を基本理念として、ブルーホライゾン社が、当社グループのスポンサーとして、早期かつ円滑に当社の事業の再生を図ることを目的とする契約であり、ブルーホライゾン社が以下に定義する本公開買付け及びブルーホライゾン社の要請に応じ当社を同社の100%子会社とするための手続（いわゆるスクイズアウト）の実施を通じて当社の発行済普通株式の全てを取得すること、当社がブルーホライゾン社を当社グループのスポンサーとすることを前提とした本再生計画案を本日付で策定し、当該計画の対象となる当社の主要な金融債権者から本再生計画案への同意を取得すること等を骨子とするものです。本スポンサー契約には、以下に規定する内容の合意が含まれております。

- (i) 当社の取締役会が、当社の取締役会において、当社の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。但し、利益相反の疑いを回避するため、社外監査役松本健吾氏は除く。）の全会一致の賛成により、本日開示しております当社プレスリリース「ブルーホライゾン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載の第一回公開買付け（以下「第一回公開買付け」という。）に対し賛同の意見を表明する。
- (ii) 当社は、第一回公開買付けの成立を条件として実施を予定している第二回公開買付け（以下「第二回公開買付け」といい、第一回公開買付けと総称して「本公開買付け」という。）が行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かかる賛同を撤回しない。
- (iii) 当社は、ブルーホライゾン社による本公開買付けの開始及び完了に向け、最大限協力する。
- (iv) 第二回公開買付けが成立した場合において、ブルーホライゾン社が当社の発行済普通株式の全てを取得できなかったときは、当社は、当社又はその取締役及び監査役が法令に違反しない限りにおいて、①普通株式及び当社の第1回第一種優先株式（以下「本優先株式」という。）とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいう。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全ての取得と引き換えに別の種類の当社の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会を平成24年12月を目処として開催し、前記①乃至③を上程し、かつ、前記②の定款一部変更を付議議案に含む普通株主及び本優先株式の株主による各種株主総会を前記臨時株主総会の開催日に開催し、前記②を上程する。ブルーホライゾン社は、前記臨時株主総会及び各種株主総会のうち議決権を有するものについて、それぞれ前記各議案に賛成する。
- (v) ブルーホライゾン社は、第一回公開買付けの終了後、当社がブルーホライゾン社の連結子会社である限りにおいて、今後の当社の新規事業展開や市中金融機関からの借入れの返済等を目的とした当社の資金調達のための調整について、商業上合理的な努力をする。
- (vi) ブルーホライゾン社は、当社がブルーホライゾン社の連結子会社である限りにおいて、当社の要望がある場合、ビジネス機会に関する情報の供与その他の方法により、当社に対して再生のための業務上の支援を商業上合理的な範囲にて行う。
- (vii) ブルーホライゾン社は、当社の議決権の過半数を有する限り、当社の取締役の過半数の候補者を指名する権利を有する。
- (viii) 当社は、第二回公開買付けの決済日後直ちに（但し、本公開買付けが成立した場合において第二回公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、当社の現経営陣に加えてブルーホライゾン社の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成

24年12月末日までに臨時株主総会を開催する。

- (ix) ブルーホライゾン社は、平成24年12月開催予定の臨時株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することができる。

## ②本再生計画の概要

本再生計画は、ブルーホライゾン社を当社グループのスポンサーとするスポンサー支援型の再生計画であり、(I) ブルーホライゾン社が、第一回公開買付け及び第二回公開買付け等の手続を通じて、当社を100%子会社化すること、並びに (II) 第一回公開買付けの成立を停止条件として、(i) 当社の金融債権者（但し、担保により債権全額が保全される債権者を除きます。）の有する債権をブルーホライゾン社が譲り受けること、(ii) 整理回収機構が当社の連結子会社である有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ（以下「J1」といいます。）に対して有する、主債務者をターンアラウンド債権回収株式会社とする保証債務履行請求権について、J1から整理回収機構に対する一定額の支払いを条件として解除すること、及び (iii) SPARTA1合同会社が保有する本優先株式20,000株をブルーホライゾン社が譲り受けること、並びに、(iv) レオアセットマネジメント株式会社及び中小企業飲食機構株式会社が保有する、当社の連結子会社である株式会社西新宿投資2号に対する匿名組合出資に係る一切の権利を当社が譲り受けること等を骨子としております。

なお、ブルーホライゾン社は、当社の事業の状況や経済環境等に鑑み、ブルーホライゾン社の裁量により、本再生計画に基づき取得する債権の一部についてのリスケジュール・債権放棄等の当社に対する金融支援を将来的に行う可能性があるとのことです。

## 4. 今後の当社の経営方針等について

当社及びブルーホライゾン社は、本スポンサー契約において、(i) ブルーホライゾン社は、当社の議決権の過半数を有する限り、当社の取締役会の過半数の候補者を指名する権利を有する旨、(ii) 当社は、第二回公開買付けの決済日後直ちに（但し、第一回公開買付けが成立した場合において第二回公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、当社の現経営陣に加えてブルーホライゾン社の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成24年12月末日までに臨時株主総会を開催する旨、(iii) ブルーホライゾン社は、平成24年12月開催予定の臨時株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することができる旨、合意しております。

また、ブルーホライゾン社によれば、ブルーホライゾン社は、今後当社において作成する予定の当社の事業計画等がブルーホライゾン社にとって満足のいくものである場合、当社グループに在籍している従業員全員の雇用を原則として本公開買付け完了後3年間維持し、かつ従業員の処遇については現行レベルを維持する予定とのことです。

ブルーホライゾン社は、当社をして、当社グループが有する債権の回収を最大限に行うことによって、当社の企業価値を最大化すべく、商業上合理的な努力を行わせ、また、当社との間で、潜在的シナジー効果を特定・実現するための最良の方法につき、誠実に協議する意向とのことです。例えば、ブルーホライゾン社の関係会社及びこれらの運用するファンドが、日本において今後ローンを含む様々な種類の資産についての投資活動を積極的に行う場合において、当社が関連ポートフォリオに係るサービサー会社又は投資ビークルとして適切であり、かつ、取引条件、その他諸般の状

況を踏まえ適切であるとブルーホライゾン社が判断した場合、ブルーホライゾン社は、当社グループの再生を支援するため、当社をサービサー会社又は投資ビークルとして起用する意向であるとのことです。かかる起用が行われた場合、かかる起用は、当社グループの再生を支援するものとなります。

5. 今後の業績への影響の見通し

本日、別途開示しております「特別利益の発生及び業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上